

障害・難病者制作品展への出品について

1 展示について

- ・日時 令和8年12月5日（土）午前10時から午後3時まで
- ・会場 プラザノース2階ギャラリー1、2（予定）
- ・作品 絵画、写真、書、陶芸・工芸、手芸、川柳、俳句・短歌、生け花、その他これに類するもの。

2 出品対象者

市内に在住、在勤、在学する障害・難病のある方

3 出品の方法

作品の出品を希望する方は、以下の提出期限までに、「出品申込書」をさいたま市役所障害政策課に提出してください。

- ・提出書類：出品申込書
- ・提出期限：令和8年10月23日（金）
- ・提出方法：メール又は郵便
- ・提出先：さいたま市福祉局障害福祉部障害政策課
【メール】shogai-seisaku@city.saitama.lg.jp
【郵送】〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4

4 作品の搬入及び搬出について

出品する作品は、各自で会場に搬入、搬出していただきます。
障害政策課にて事前にお預かりすることはできません。

（1）会場（搬入場所）

プラザノース2階 ギャラリー1、2（予定）
（北区宮原町1-852-1）

（2）搬入日時

12月4日（金）午後1時から午後4時まで（時間厳守）

※10月23日（金）までに出品申込書等を提出し、搬入日時に、会場に直接、作品を搬入してください。

※搬入時に作品と一緒に固票を持参してください。

※搬入時に使用した箱や袋等は、お持ち帰りください。

（3）搬出日時

12月5日（土）午後3時10分から午後4時まで（時間厳守）

※出品者は、展示期間終了後、搬出時間内に作品の搬出をお願いいたします。時間内に搬出されない作品については、こちらで処分させていただく場合がありますのでお気をつけください。

5 出品上の注意について

出品は1人1点とし、未発表及び他への使用がないことが要件です。

壊れやすい作品及び著しく大きい作品は、出品できません。（最大縦210cm×横90cm）

陶芸・工芸、手芸、生け花を除く作品については、表装を施したものに限ります。

出品作品は、写真撮影及びホームページや機関紙等に掲載させていただく場合がございます。